

業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度わかやま林業担い手確保総合対策事業SNS運営支援業務委託

2 業務目的

本業務は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）を通じ、林業への就業を目指す者はもとより、自然環境やアウトドアライフ等を通じて「森林」に高い関心を持つ層へ、和歌山県が推奨する紀州林業と田舎暮らしの豊かさや楽しさ等を広くPRし、延いては、わかやま林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）が実施する「林業就業サポート講習（以下「サポート講習」という。）」受講者の確保、並びにセンターが参加するイベントへの集客を目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

4 業務内容

上記業務目的を踏まえて既存SNSを活用し、情報発信と運営管理を行うこと。

主な業務内容は以下のとおりであるが、情報発信にかかる調整の過程で業務内容の修正および追加が必要となった場合には、これに対応するものとする。

(1) 企画提案

① 情報発信体制の構築

※1に記すセンターが執り行う各講習会やセンターも参加するイベントの開催情報、センターが運営する職業紹介支援の周知、並びに就業にかかる各種情報等を広範に発信するための体制を構築すること。

【既存のSNS】

Facebook	https://www.facebook.com/wa.roukaku/
Instagram	https://www.instagram.com/wa.roukaku/
X(旧 Twitter)	https://twitter.com/wa_roukaku/

※1 ●わかやま林業就業サポート講習（主催：センター）

開催時期： 1日コース： 6月14日 高野山

9月27日 西牟婁①

令和8年2月28日 西牟婁②

6日コース： 8月4～9日 高野山

11月10～15日 西牟婁

●高校生フォレスターチャレンジ講習（主催：センター）※新規講習

開催時期： 8月18～23日（6日間）西牟婁

●林業就業支援講習（主催：センター）厚労省委託事業

開催時期：令和8年1月12日～24日（12日間）西牟婁

●わかやま林業体感セミナー（主催：和歌山県）

開催時期（予定）：8回（和歌山2、大阪3、福岡1、東京2）

●わかやま林業就業相談会（主催：和歌山県）

開催時期（予定）：2回（大阪）

② 年間配信計画

広告記事及び通常記事の配信にあっては、年間の配信計画を提案すること。

③ 投稿記事の作成・配信

記事の作成については、講習会の知名度を向上させるため、受講経験者並びに講師等をインフルエンサーとして取り上げ、紀州林業の現場や山村における日常生活等、林業や田舎暮らしの魅力を写真や動画を活用し、ストーリー性を持たせながら作成すること。

④ 講習会等の取材・撮影

②を踏まえ、県内に就職した受講経験者並びに講師等をインフルエンサーとして取り上げ、※1に挙げた各講習会やイベントの中もしくは個別取材で、取材計画を提案すること。

また、訴求効果の上がる取材方法等があれば提案すること。

林業作業に係る安全対策を十分考慮しながら実施すること。

取材にかかる旅費や宿泊費、撮影にかかる経費、インフルエンサーにかかる謝金等は委託料に含む。

⑤ 投稿用の画像・動画の編集

画像や動画の編集においても、林業作業に係る安全対策等に細心の注意を払いながら編集を行なうこと。

また、令和6年度事業以前においてすでに形成されたイメージ画像や動画についても継続して活用することとする。

※ 上記を継続して実施していくために必要となる業務及び手続きを、次年度の受託者へ適切に引き継ぐこと。

⑥ 有料広告配信

年間の有料広告配信日数は、インスタグラム広告、フェイスブック広告それぞれ50日程度とし、主に※1の各講習会及びイベント開催における受講者の募集、イベント集客について、委託金額の範囲内で他の業務と調整のうえ、1日の広告単価を提案すること。

ターゲットについては、セカンドキャリアに関心のある25歳～35歳のミレニアル世代を中心に対象とする。

また1回の配信日数は、サポート講習開催1ヶ月前の応募状況をセンターと打ち合わせのうえ決定すること。

⑦ 目標数

業務完了時の目標数は次のとおりとするが、目標数を底上げ出来る提案があれば記載すること。

・フォロワー数	各SNS初期投稿時の150%
・リーチ数（通常時）	各SNS初期投稿時の150%
・リーチ数（公告時）	1回の目標リーチ数 200,000

(2) 自由提案

業務目的を踏まえ、委託金額の範囲内において、有用な情報発信手段を提案すること。

(3) その他、目的を達成するために必要な業務

5 実績報告書の作成及び提出

事業終了後に効果検証を行い、実績報告書を作成すること。

6 その他

- (1) 県が実施する他の紀州林業への就業促進事業等の広報業務を受託した事業体と連携をはかることで、相乗効果を高めること。
- (2) 本事業の実施にあたって業務委託より生じた収入がある場合は、その額を委託料から控除すること。
- (3) センターが実施するフォローアップ調査に協力すること。
- (4) 納入する成果品の著作権の全て（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、センターに帰属する。
- (5) 本業務実施のために必要な第三者の著作権、肖像権、意匠権については、二次使用を含め受託者が事前に利用の許諾を得たうえで、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- (6) 本事業は、森林環境譲与税を財源として執行する事業であり、事業完了後5年間は事業にかかる帳簿等を保管し、和歌山県監査委員や会計検査院の会計実地検査等に協力すること。
- (7) 本事業は、公費が財源であることから、事業趣旨をよく理解した上で、事業開始後であっても、予算の範囲内でセンターの指示に従うこと。
- (8) 事業の進捗、今後の方向性等を確認するため、定期的にセンターと協議を実施すること。またセンターから業務に係る指示、問い合わせがあった場合、速やかに対応すること。